

【企業様・新規用】 クレンゼ商品FAX専用申込書

ご記入後、FAX番号06-6266-5541 へ送信ください。

お申込日 年 月 日

クラボウ(倉敷紡績株式会社) 繊維事業部 事業推進部 事業化推進 宛

商品名	単位	単価(税抜)	数量
クレンゼ キット Aタイプ (送料無料)	セット	32,000円	
クレンゼ キット Bタイプ (送料無料)	セット	51,000円	
クレンゼ キット Cタイプ (送料無料)	セット	84,000円	

【追加販売はこちら】

商品名	単位	単価(税抜)	数量
リピート専用キット (送料無料)	セット	15,000円	

※クレンゼ キットをすでにご購入された方、
又はクレンゼ キットを同時にご購入される方のみ購入可能な商品です。

ご注文者さま情報 (会社所在地とは別の場所へ商品の送付をご希望の方は備考欄へ送付場所の住所などの必要事項を記載してください。)

フリガナ			
会社名			
フリガナ		フリガナ	
部署名		ご担当者様 氏名	
フリガナ			
会社所在地	〒 都道府県		
TEL		FAX	
E-MAIL			

備考欄

--

【個人情報に関する重要事項】

- ご提出いただいた個人情報は、以下の目的のために使用させていただきます。
 - (1)「クレンゼ 商品」のお届けおよびそれに関するご連絡
 - (2)「クレンゼ 商品」に関するご案内・ご提案・マーケティング活動・商品開発の実施
 - (3)当社の抗菌・抗ウィルス加工製品「クレンゼ」に関するご案内・ご提案・マーケティング活動・商品開発の実施
 - (4)当社繊維事業の商品・サービスに関するご案内・ご提案・マーケティング活動・商品開発の実施
- 当社は、上記の利用目的のために必要な範囲内で委託業者に対して今回のお申込みで提出いただいた個人情報の取扱いを委託することがあります。また、当社は、上記の利用目的の範囲内で、当社グループ会社との間で今回のお申込みで提出いただいた個人情報を共同で利用することがあります。これらの場合において、提出いただいた個人情報の管理については当社が責任を有します。
- 当社の個人情報保護に関する考え方については「プライバシー・ポリシー」をご覧ください。(URL: https://www.kurabo.co.jp/privacy_policy/index.html)
- ご提出いただいた個人情報に関するお問合せは、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

【ご注文にあたっての確認事項】

- 消費税は別途加算させていただきます。
 - 送料について: 送料は原則として無料ですが、商品の注文数、商品の大きさ、梱包数、発送地域(離島など)により送料が発生する場合があります。
 - ご注文の成立について:
 - ご注文を受領し、その内容について確認のうえ当社で受注しましたら、「ご注文成立メール」をご記載のメールアドレス宛てに送信いたします。この「ご注文成立メール」の到着をもって契約の成立とします。
 - ご注文後、3営業日以内に「ご注文成立メール」が届かない場合は、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。
 - 商品の発送について: 商品代金のお支払を確認した後に貴社住所または貴社指定納品先住所宛てに商品を発送します。
 - お支払方法について:
 - 商品代金のお支払は請求書発送日から2週間以内とさせていただきます。
 - 請求書記載のお支払期限(請求発行月の月末日)までに弊社指定の銀行口座にお振込みください。
 - 商品代金お支払いの際の振込み手数料はご注文者様でご負担ください。
 - ご注文のキャンセルについて: ご注文のキャンセルは、商品発送の前に限り可能です。キャンセルをご希望の方は、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。
 - 返品・交換について:
 - 到着した商品にキズや不具合がある、ご注文の内容と違う商品が届いた、のような場合、速やかに下記のお問い合わせ先までご連絡ください。無償で商品の交換または返品・返金を行います。ご注文者様のご都合による商品の返品は、商品未使用・未開封の場合に限り承ります。この場合、商品到着後8日以内に下記のお問い合わせ先までご連絡ください。
 - なお、ご注文者様ご都合による返品の際の送料は、ご注文者様のご負担となります。
 - 返品に伴う商品代金の返金は、銀行振込によります。返金の手続には弊社内の手続と取扱金融機関の休日により一定のお時間をいただきます。ご注文者様ご都合による返品の場合、返金の際の振込手数料は、ご注文者様のご負担となります。また複数のご注文について返金を行う場合、ご注文ごとに返金のための振込手数料が発生します。
 - ご注文者様のご都合による商品の交換は承っておりません。なお、商品到着後8日以内にお客様ご都合による返品を行っていただき、あらためてご注文いただくことは可能です。
- ※2ページ目を必ずご確認ください。ファックスでのご注文の場合、この1枚目のみの送信で結構です。
※申込書用紙は変更する場合があります。弊社「クレンゼ キット」ホームページ(URL: <https://cleanse-kit.jp/order/>)にあります最新の申込書用紙をご利用ください。

クレンゼキットについて

販売業者名: クラボウ(倉敷紡績株式会社) 販売業務責任者: 繊維事業部 事業推進部 宮本 健一

お問い合わせ先

クラボウ(倉敷紡績株式会社) 繊維事業部 事業推進部 事業化推進課
〒541-8581 大阪市中央区久太郎町2-4-31 TEL:06-6266-5401 FAX:06-6266-5541 E-MAIL: funtex_sect@kurabo-grp.com
受付時間 営業日:平日(月~金) 9:00-12:00 ・ 13:00-17:00 ※祝日・年末年始を除く

【契約条項】

倉敷紡績株式会社（以下「当社」といいます。）が販売するクレンゼ商品のこの申込書による購入のお申込みは、以下の条件に従うものとします。

第1条（適用）

1. この申込書に記載の「ご注文にあたっての確認事項」、「契約条項」その他のお取引に関する諸条件（以下併せて「本売買契約条項」といいます。）は、この申込書に基づくクレンゼ商品（以下「商品」といいます。）の売買契約（以下「本売買契約」といいます。）にすべて適用されます。
2. 本売買契約条項に対する変更につきましては、ご注文者様（以下「貴社」といいます。）と当社が書面により当該変更の内容について明示したうえで別途合意した場合を除いて、何ら効力を有しないものとします。

第2条（契約の成立）

1. 本売買契約は、貴社による申込みに対して、当社による受注の意思を表示した電子メールが貴社指定の電子メールアドレス宛てに到達した時をもって成立するものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、貴社は、本売買契約に基づき当社が商品を発送する時までに関り、何ら負担なく申込みを撤回し、本売買契約を解除することができるものとします。

第3条（納入）

当社は、原則として本売買契約成立の日から5営業日以内に商品を発送して貴社または貴社指定納入先に納入します。

第4条（検収）

貴社は、当社が納入した商品を、納入後速やかに、種類、数量等、本売買契約に従い検査するものとします。
貴社による検査の結果、商品の数量不足または過剰、汚損、毀損その他品質不良または注文外商品があった場合、貴社は直ちに当社にその詳細について通知するものとします。
当社は、数量不足および品質不良の商品については、直ちに不足分の商品を貴社に納入します。また、品質不良および数量過剰の商品ならびに注文外商品については、当社は、これらを速やかに引き取ります。

第5条（危険負担）

商品の納入完了前に生じた滅失毀損その他の損害は貴社の責に帰すべきものを除き当社の負担とし、商品の納入完了後に生じたこれらの損害は当社の責に帰すべきものを除き貴社の負担とします。

第6条（所有権の移転）

商品の所有権は商品の納入が完了したときに当社から貴社に移転します。

第7条（代金の支払）

商品の売買代金は、当社の定める支払条件および当社の発行する請求書に定めるところに従って支払期限内に支払われるものとします。

第8条（相殺）

貴社および当社は、相手方に対する債権と相手方に対し負担する債務とを、相手方に対する債権の弁済期の到来すると否とを問わず、いつでもその対当額につき相殺することができるものとします。

第9条（瑕疵担保責任）

当社は、当社の責に帰すべき事由によりその品質等が本売買契約の内容に適合しない商品について、商品の引渡し完了後6ヶ月以内に貴社より通知を受けた場合、当該契約不適合について確認のうえ、自己の責任において、その補修または代品との交換を行うものとします。

第10条（製造物責任）

当社の責に帰すべき事由による商品の欠陥に起因して、貴社または第三者の生命、身体または財産に損害が生じた場合、貴社および当社はその処理解決およびこれにより貴社が被った損害の補償について協議のうえこれに当たるものとします。

第11条（知的財産権）

当社は、貴社に対して納入する商品が納入の時点において第三者の産業財産権、著作権およびノウハウ等の知的財産権その他一切の権利を侵害するものではないことを確認します。

第12条（不可抗力免責）

天災地変、同盟罷業その他の労働争議その他不可抗力により本売買契約の全部もしくは一部について引渡しその他の履行の遅延または不能を生じた場合には、当社はその責を負わないものとします。この場合、双方協議のうえ、相当期間履行を延期し、または当該契約の全部もしくは一部を解除することができるものとします。

第13条（秘密保持）

貴社および当社は、この契約またはこれに付随する契約に関わり、互いに秘密と明示されたうえで開示された相手方の情報および営業上、技術上の情報の一切について、本売買契約終了後も5年間その情報を秘密に保持するものとします。但し、次の各号のいずれかに該当する情報で、その事実を客観的資料により証明できるものはこの限りではありません。

- (1) 相手方から開示される時点で公知であったもの、または開示される以前に自己が所有していたもの。
- (2) 相手方から開示された後、自己の責めによらず公知となったもの。
- (3) 相手方から開示された後、相手方に秘密保持義務を負わない第三者から知得したもの。
- (4) 法令に基づき開示が求められたもの。
- (5) 相手方から開示された情報によらず自ら知得したもの。
- (6) 甲乙間の協議により、秘密保持義務の対象としないこととしたもの。

第14条（反社会的勢力の排除）

貴社および当社は、現在ならびに将来において、自己またはその役員、代表者、相談役、顧問、執行役員、使用人、主要な出資者もしくはその他の実質的に自己の経営方針の決定権を有する者（以下併せて「役員等」といいます。）が暴力団、暴力団員、暴力団関連団体、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、それらの関係者その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）のいずれにも該当せず、その他次の各号のいずれにも該当しないことを相手方に対して表明し、保証します。

- (1) 反社会的勢力を直接または間接にかかわらず利用すること。
- (2) 反社会的勢力に資金等を提供し、または便宜を図る等、反社会的勢力の維持運営を助長すること。
- (3) 反社会的勢力と密接な交際があること。
- (4) 自らまたは第三者を利用して、相手方に対して、暴力、威力、詐術、脅迫的言動等を用い、その業務を妨害すること。
- (5) 自らまたは第三者を利用して、相手方の名誉や信用等を棄損し、またはそのおそれのある行為をすること。

第15条（期限の利益の喪失）

貴社および当社は、次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、当然に期限の利益を失い、相手方の請求によりその金銭債務の全額を一時に弁済しなければならないものとします。

- (1) 売買代金支払債務その他一切の債務または本売買契約以外の債務につき支払義務を怠ったとき。
- (2) 差押、仮差押、仮処分、公売処分、公租公課の滞納処分、その他の公権力の処分を受け、または民事再生手続開始、会社更生手続開始、破産手続開始もしくは競売を申し立てられ、または自ら民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは破産手続開始の申し立てをしたとき。
- (3) 資本を減少し、または営業の廃止もしくは変更、解散および組織変更の決議をしたとき。
- (4) 自ら振出しもしくは引受けた手形または小切手につき不渡処分を受ける等支払停止状態に至ったとき。
- (5) 本売買契約条項に違反したとき。
- (6) その他財産状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。
- (7) 前条の表明または保証に違反すると合理的に認められる事情が判明したとき。

第16条（即時解除）

貴社および当社は、相手方において前条の各号の一に該当する事由が発生したときは、自己の債務の履行を提供しないことができるのみならず、催告その他何らの手続を要することなく、本売買契約の全部または一部を解除することができます。なお、解除権の行使は損害賠償の請求を妨げるものではありません。

第17条（自己都合による解除）

1. 貴社が自己の都合により納入された商品を返品しその商品についての本売買契約の解除を希望する場合、貴社は、商品を未使用かつ未開封である場合、商品の納入後8日以内に限り、その旨を当社に申し入れることができるものとします。この場合、当社が遅滞なく異議を申し述べた場合を除いて、次項に定める商品の返品の完了をもって本売買契約は解除されるものとします。解除された本売買契約に基づく売買代金が支払済みの場合、当社は本売買契約の解除後、速やかに当該売買代金を貴社の指定する銀行口座に振り込み返金します。
2. 前項の申入れを行った場合、貴社は、直ちに当該契約に基づき納入された商品を当社へ返還するものとします。返品のための運送料、返金のための振込手数料など、貴社ご都合による解除に伴って生じるすべての原状回復費用は、貴社のご負担となります。

第18条（権利義務の譲渡禁止）

貴社および当社は、あらかじめ相手方の書面による承諾なく、本売買契約上の自己の権利または義務を、第三者に対して譲渡し、引き受けさせ、または担保に供することができないものとします。

第19条（損害賠償）

貴社および当社は、本売買契約に違反し相手方に損害を与えた場合、その損害につき賠償する責任を負います。なお、その損害は、現実生じた損害に限られ、いかなる場合においても、逸失利益および特別な事情から生じた損害を含まないものとします。

第20条（不保証）

当社は、貴社があらかじめ告知したか否かにかかわらず、商品の取扱説明書等において定める通常の用途を除いて、貴社の企図する特定の用途に対して商品が適合することを一切保証するものではありません。また、商品はいかなる場合においても特定の疾病を治癒したり予防したりする効果を有するものではなく、商品に関するいかなる記述もそのような効果を標ぼうするものと解釈されてはならないものとします。

第21条（合意管轄）

本売買契約より生ずる権利義務に関する訴訟については、大阪地方裁判所をもって管轄裁判所とします。

第22条（協議）

前各条に定めのない事項およびこれらに関する疑義については、各当事者は誠意をもって協議決定のうえ履行するものとします。